

区 分	取 扱 い
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（基通36-21）。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものでない限り、課税されません（基通36-22）。 なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、その価額に105分の100を乗じた金額により判定します（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。
商品、製品等の値引販売	使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売することによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（基通36-23）。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により一時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるための貸付けにより供与されるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費などを使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（基通36-29）。

Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないことになっています（所法194①）。

この申告書は、扶養親族や控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、源泉徴収税額表の「乙」欄（この申告書を提出した場合よりも高い税率となっています。）が適用されることになりますので、この申告書を提出できる人（主たる給与の支払者から給与の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

なお、給与等の支払を受ける人から受理したこの申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与等の支払者が保存するものとされています（所規76の3）。

平成 25 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。



扶

所轄税務署長等	給与の支払者の 名称(氏名)	〇 〇 〇 〇 株 式 会 社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ 山 川 太 郎	世帯主の氏名	山 川 太 郎	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 提出している場合 は、ご印付が てください。
神 田 税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	生 年 月 日	昭和 44 年 1 月 1 日	あなたとの続柄	本 人	
練 馬 市 区 神 田 長			あなたの住所 又は居所	(郵便番号 176-0006) 東京都練馬区栄町23-7			

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 of いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与	区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和19.11以前生)	特定扶養親族(平3.1.2生/平7.1.1生)	住所又は居所	平成25年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成25年中に異動があった場合に記載してください。)
	A 控除対象配偶者	山川 明子		昭和45.10.5			東京都練馬区栄町23-7	300,000円	
	控除対象扶養親族	1 〃 和子	母	昭和48.5.10	親等・その他		〃	0	
		2 〃 一郎	子	昭和48.5.17	親等・その他		〃	0	
B 控除対象扶養親族	3 〃 〃		昭和48.5.17	同居・その他					

○住民税に関する事項

(住民税に 関する事項) 16歳未満の 扶養親族 (平10.12以後生)	氏 名	あなたとの 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	平成25年中 の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成25年中に異動があった) (場合に記載してください。)
	1 山川 二郎	子	平 11.7.5	東京都練馬区栄町23-7	0 円	
	2		平 . .			
	3		平 . .			

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

IV 源泉徴収に際して控除される各種控除

1 給与所得控除

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされています(所法28②)。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次のように定められています（所法28③）。

給 与 等 の 収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
162万5,000円以下である場合	65万円
162万5,000円を超え180万円以下である場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下である場合	収入金額×30% + 18万円
360万円を超え660万円以下である場合	収入金額×20% + 54万円
660万円を超え1,000万円以下である場合	収入金額×10% + 120万円
1,000万円を超え1,500万円以下である場合	収入金額×5% + 170万円
1,500万円を超える場合	245万円

なお、月々（日々）の源泉徴収税額を求める際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表や日額表など）には、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々（日々）の源泉徴収の都度この給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の給与等の金額を基に「年末調整のための所得税額の速算表」を使用して税額を求めることになりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めます（所法28④、190）。

2 所得控除及び税額控除

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うなどのため、各種の控除を行うこととしていますが、源泉徴収の際に控除されるものの種類及びその控除を受けるために提出しなければならない申告書は、次の表のとおりです。

控除の種類			区 分	平成25年分の 控 除 額	控除を受けるために提出する 申告書とその提出時期	
所	社会保険料控除 (所法74)	給与等から控除したもの		控除した 保険料・掛金の全額	(申告不要)	
	小規模企業共済等 掛金控除(所法75)	本人が直接支払ったもの		支払った 保険料・掛金の全額		
得	生命保険料控除 (所法76)	適用 限度 額 12 万 円	一般の生 命保険料	新生命保険料	最 高 40,000円	「給与所得者の保険料控除申 告書」…その年最後に給与等 の支払を受ける日の前日まで
				旧生命保険料	〃 50,000円	
				新生命保険料と旧 生命保険料の両方	〃 40,000円	
			介護医療保険料		〃 40,000円	
		個人年金 保険料	新個人年金保険料	〃 40,000円		
			旧個人年金保険料	〃 50,000円		
			新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 40,000円		
	地震保険料控除 (所法77)	地震保険料だけの場合		〃 50,000円		
		旧長期損害保険料だけの場合		〃 15,000円		
		地震保険料と旧長期損害保険料との両方がある場合		〃 50,000円		
	障 害 者 控 除 (所法79)	一般の障害者		270,000円	「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」 1 通常の場合…その年最初 に給与等の支払を受ける日 の前日まで 2 中途就職の場合…就職後 最初に給与等の支払を受け る日の前日まで 3 申告書の記載内容に異動 があった場合…異動後最初 に給与等の支払を受ける日 の前日まで	
特別障害者		400,000円				
同居特別障害者		750,000円				
寡 婦 控 除 〔所法81 措法41の17〕	一般の寡婦		270,000円			
	特別の寡婦		350,000円			
寡 夫 控 除	(所法81)		270,000円			
勤 労 学 生 控 除	(所法82)		270,000円			
配 偶 者 控 除 〔所法83〕	一般の控除対象配偶者		380,000円			
	老人控除対象配偶者		480,000円			
扶 養 控 除 〔所法84 措法41の16〕	一般の控除対象扶養親族		380,000円			
	特定扶養親族		630,000円			
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円			
		同 居 老 親 等	580,000円			
基 礎 控 除	(所法86)		380,000円			
除	配 偶 者 特 別 控 除 (所法83の2)		最 高 380,000円			
税額 控除	(特 定 増 改 築 等) (措法41、41の2、41の 住宅借入金等特別控除 2の2、41の3の2)		〃 600,000円	「給与所得者の(特定増改築 等)住宅借入金等特別控除申 告書」…その年最後に給与等 の支払を受ける日の前日まで		

- (注) 1 月々(日々)の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表(月額表や日額表)などによって行うことになっています。
 なお、税額表には上記の表の障害者控除から基礎控除までの各控除が織り込まれていますので、その都度これらの控除額の計算をする必要はありません。
- 2 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び(特定増改築等)住宅借入金等特別控除について詳しくは、年末調整の時期に税務署から配布される説明書(「年末調整のしかた」)を参照してください。
- 3 上記のほか、確定申告書を提出して受ける控除として、雑損控除(所法72)、医療費控除(所法73)、寄附金控除(所法78、措法41の18①、41の18の2①、41の19)、配当控除(所法92)、外国税額控除(所法95)、政党等寄附金特別控除(措法41の18②)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2②)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)及び給与所得者の特定支出控除(所法57の2)があります。

3 控除対象者等の範囲

配偶者控除の対象者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

（控除対象配偶者）

給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます（所法2①三十三）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（基通2-46）。
- 2 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十、措法8の4③、31③一、32④、37の10⑥一、37の12の2⑤⑩、37の13の2⑥、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、基通2-41）。
 - ① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
 - ② 上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ③ 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前）の合計額）
 - ④ 株式等の譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ⑤ 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ⑥ 退職所得金額
 - ⑦ 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税の利子所得のように源泉徴収によって納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通3-1、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。

イ 利子所得のうち、源泉分離課税とされるもの

ロ 配当所得のうち、

（イ）源泉分離課税とされる次に掲げる投資信託等の収益の分配等

- ① 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
- ② 特定目的信託（社債的受益権に限りします。）の収益の分配

（ロ）確定申告をしないことを選択した次の配当等

- ① 上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）
- ② 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配
- ③ 特定投資法人の投資口の配当等
- ④ 上記①～③以外の配当等で、1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

ハ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

ニ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合や家内労働者等の事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下になります。

4 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋で生活をしていることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちの誰かが、勤務や修学、療養のために他の親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくるとか、常に生活費や学資金、療養費等が送金されているときは、生計を一にしていることになります（基通2-47）。

（老人控除対象配偶者）

控除対象配偶者のうち、**年齢70歳以上の人**（平成25年分の所得税については、昭和19年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の二）。

—(配偶者特別控除の対象とされる配偶者)—

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除くものとし、合計所得金額が76万円未満である人に限ります。）で、控除対象配偶者に該当しない人をいいます（所法83の2）。

〔注意事項〕

- 1 「配偶者控除」の適用を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。
- 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上のときは、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者はこの控除の適用を受けることはできません。

—(扶養親族)—

給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者として給与等の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「親族」とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。
- 2 ここにいう「親族等」には、上記「親族」のほか児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

—(控除対象扶養親族)—

扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成25年分の所得税については、平成10年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の二）。

—(特定扶養親族)—

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成25年分の所得税については、平成3年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の三）。

—(老人扶養親族)—

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（平成25年分の所得税については、昭和19年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の四）。

—(同居老親等)—

老人扶養親族のうち、給与等の支払を受ける人又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、給与等の支払を受ける人又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（措法41の16①）。

—(一般の障害者・特別障害者)—

一般の障害者又は特別障害者とは、給与等の支払を受ける人やその控除対象配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます（所法2①二十八、二十九、所令10）。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級である者と記載されている人は、特別障害者になります。

- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑧ 年齢65歳以上（平成25年分の所得税については、昭和24年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の①、②又は④に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の①、②又は④に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人は、特別障害者になります。

（同居特別障害者）

控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人、その配偶者又は給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法79③）。

（寡 婦）

給与等の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます（所法2①三十、所令11）。

- (1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
- ② 夫と離婚した後、婚姻していない人
- ③ 夫の生死が明らかでない人

なお、この場合の「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっている人及び所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。

- (2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下である人

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
- ② 夫の生死が明らかでない人

〔注意事項〕

給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が688万8,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下になります。

（特別の寡婦）

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます（措法41の17）。

（寡 夫）

給与等の支払を受ける人自身が、次の①、②及び③のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十一、所令11の2）。

- ① 妻と死別し、又は離婚してから婚姻をしていないこと、あるいは妻の生死が明らかでないこと。
- ② 生計を一にする子があること。
- ③ 合計所得金額が500万円以下であること。

〔注意事項〕

この場合の「生計を一にする子」の範囲及び「合計所得金額が500万円以下」となる場合の給与等の収入金額については、上記「寡婦」の場合と同様です。

（勤労学生）

給与等の支払を受ける人自身が、次の①及び②のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十二、所令11の3）。

① 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。

④ 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

⑤ 国、地方公共団体、学校法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術を教授するなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの

⑥ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

② その年の合計所得金額が65万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づいて得た給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

〔注意事項〕

1 上記の①の④又は⑤に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと学校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に添付して提出又は提示する必要があります。

2 給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。

4 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者や配偶者特別控除の対象とされる配偶者、控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法85、措法41の16②、41の17②、基通85－1）。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する際に、控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかの判定は、これらの申告書を提出する日の現況によります。この場合、その判定の要素となる所得金額についてはこれらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります（基通194・195－3、195の2－1）。

V 税額表の使用方法

1 税額表の使用区分

(1) 毎月（日）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表等

給料や賞与などから源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は「源泉徴収税額表」を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、扶養控除等申告書の提出の有無、給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給 与 等 の 支 給 区 分	税 額 表 の 使 用 す る 欄
月 額 表	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、旬ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日 額 表	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	丙欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与等の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与等の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与